

近畿地方における遠方婚について

— 17 ~ 19 世紀 —

川 口 洋

- I. はじめに
- II. 研究対象集落と史料
- III. 遠方婚受け入れ地域
- IV. 遠方婚送り出し地域
- V. 遠方婚成立の背景
 - (1) 都市への入婚者の場合
 - (2) 村落への入婚者の場合
- VI. おわりに

I. はじめに

歴史地理学の分野では、歴史的領域論を基軸として生活交渉空間¹⁾の枠組みを求める研究が進められてきた。しかしその多くは政治的境域の成立・再編成過程や機能の分析に止まり、生活行動の復元を通して農本社会から工業化・都市化社会への移行期における生活交渉空間の変貌過程を全国的に展望する、という時間的、空間的にダイナミックな課題²⁾に関しては、ほとんど解明されていないのが現状である。

過去の民衆の生活行動を復元する場合、著しい史料制約を伴う。1日を単位とするものから、月、季節、年、ライフ・パスに至るまで、時間スケールによって分類できる多様な生活行動³⁾のなかで、数世紀にわたって全国的に追求できる指標は極めて限定される。婚姻を契機とした人口移動は、数少ない指標の一つと認められる。わが国には「宗門改帳」と総称される江戸時代に作成された人口史料が豊富に保存されており、藩政村を単位とした様々な身分・階層の人間集団の婚姻移動を現在の住民異動届・婚姻届以上の精度で検討することが可能である。

婚姻移動はライフ・パスを単位とする生活行動のなかで、特定年齢層に普遍的に確認できるばかりでなく、結婚意向、結婚年齢、出産力を媒介して人口再生産構造に関与する。人口学的には「移動革命」と「人口転換」という2つの側面から分析される都市化の過程も、結婚市場の吟味によって具体的な様相を把握することができると思われる⁴⁾。

本稿で対象とする江戸時代の婚姻移動の範囲(通婚圏)については、他国他領への縁組・養子・奉公を制限した法令などにもとづいて閉鎖的性格が強調されてきた。通婚圏の復元を行なっている市町村史の記述にも、遠隔地との通婚は等閑に付されている場合が多い⁵⁾。江戸時代の通婚圏に関する通説的見解を要約すると次の4点にまとめられる⁶⁾。

1. 村内婚の傾向が濃厚である。
2. 自村から3~5里以内の近隣地域でほぼ完結している。
3. 近隣地域の内部でも政治的境域の制約を強力に受けていた。
4. 近隣集落との緊密な通婚関係を拡大した主体は最上層農民である。

しかし、江戸時代の民衆の通婚圏は、近隣地域で完結していたわけではない。たとえば個人の行動追跡調査法を確立した速水融は、美濃国安八郡西条村で出生した男女の過半数が年季奉公を経験しており、京・大坂へ奉公に出た農民の中には都市住民と結婚して都市に定着したのも存在した事実を示した⁷⁾。松浦昭は、婚姻移動を含めた労働力移動が一般農村から摂津国八郡花熊村を中継して都市に向かって段階的

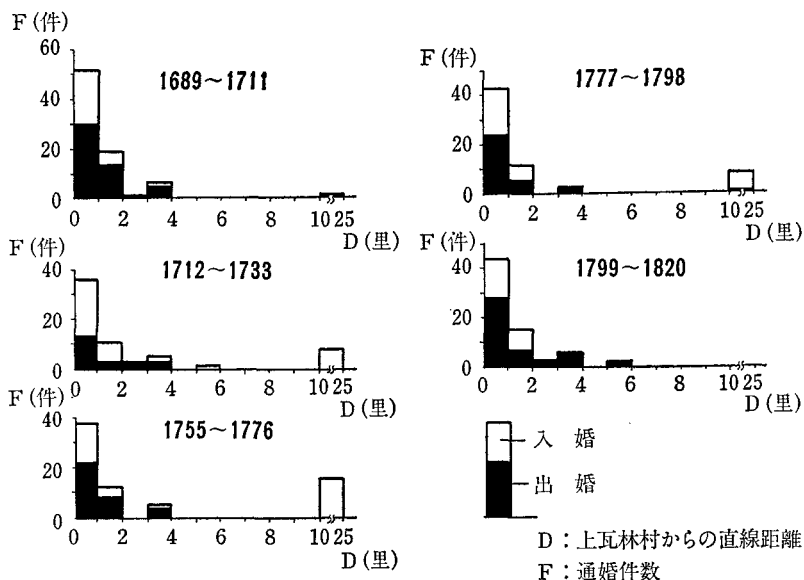


図1 上瓦林村の村外婚（岡本俊二家文書より作成）

に行なわれていることを確認している⁸⁾。

このような歴史人口学側の研究成果は、三都から100km以上離れた村落の人口再生産構造を解明する場合にも、都市への労働力移動を視野に収める必要性を示唆した点で重要である⁹⁾。

ただ、婚姻移動は村落から都市に向かって一方的に行なわれたのではない。筆者は、先に、大坂近郊農村において遠隔地からの入婚者を受け入れていた事例を示した¹⁰⁾。旧稿の段階では史料制約のために、遠方婚が特殊な立地条件を持つ集落に固有の婚姻形態であるのか、あるいは、ある程度普遍性を持つのか判断できず、検討課題として保留した。

本稿では近畿地方に広く史料を求め、通婚圏（ことに遠方婚）の復元を通して、工業化・都市化が進展する以前の民衆の生活交渉空間を把握する。

なお、本稿では通婚圏を、村内婚、近隣婚、遠方婚に区分して考察を進める。村内婚は藩政村に居住する者との婚姻、近隣婚は自村から4～5里以内の集落との通婚、遠方婚は自村から4～5里以遠の集落との通婚を示す。たとえば上瓦林村では近隣婚が村外婚の約8割を占め、

4里から10里までの通婚関係が希薄な地域を隔てて、10里から25里の範囲に村外婚の約1割を占める上瓦林村への入婚圏が展開している（図1）。集落相互に通婚する日帰り可能な範囲との婚姻と、方向性の明瞭な日帰りできない範囲との婚姻では、婚姻成立の背景や実家と婚家との交際の様相が異なるものと推測される。したがって、通婚圏を三分するのが妥当と判断した。

II. 研究対象集落と史料

通婚圏の復元作業には、入婚、出婚ともに正確な記載があり、1世代（約30年間）以上継年的に保存されている人口史料の存在が不可欠である。表1の史料のうち、「人別送り手形」「諸事奥印控帳」が「宗門改帳」「増減帳」と併存している生瀬村、三条村については両者を比較し、他の集落の史料は毎年の家族構成を追跡することによって吟味した。その結果、16ヶ村の人口史料は通婚圏の検討に支障がないことが判明した。

表1の集落には、町場的性格を持つ花熊村、生瀬村、山間村落である池尾村、および農村13ヶ村が含まれている。

表1 研究対象集落と史料

集落名	支配関係	人口	石高	史料
播磨国赤穂郡榎原村	赤穂藩	350人 (文政1)	545石	「縁付願書控帳」 文政13～慶応1, 3 (有年考古館所蔵, 榎原村文書) 合計37年分
播磨国加東郡黍田村	田中藩* 前橋藩 山形藩 館林藩 白河藩	240人 (文政3)	195石	「増減人数帳」 享保21～元文4, 寛保2～4, 延享5, 寛延4～安永7, 安永9～享和4, 文化3～5, 7, 文化9～天保4, 7, 11, 12, 弘化4, 嘉永2, 元治1 (小倉敏男家文書, ただし山田政雄筆写史料使用) 合計92年分
摂津国八部郡花熊村	天領	270人 (文政1)	294石	「宗旨人別御改帳」 寛政1～文化7, 文化9, 10, 文化12～天保14, 弘化2～明治2 (神戸大学所蔵, 村上家文書) 合計78年分
摂津国兔原郡三条村	尼崎藩	183人 (文政1)	202石	「人別増減差引点合帳」 享和2～文化14 「諸事奥印控帳」 寛政1, 2, 4～8, 13, 文化15, 文政3～5 (小阪作兵衛家文書) 合計28年分
摂津国武庫郡上瓦林村	尼崎藩	270人 (文政1)	597石	「宗旨人家御改帳」 万治2, 寛文13, 延宝2, 元禄2, 4～12, 元禄14～正徳2, 正徳4～享保17, 元文3, 寛延3, 4, 宝暦2～文政2, 天保8～弘化4 (岡本俊二家文書) 合計126年分
摂津国有馬郡生瀬村	尼崎藩	536人 (天保2)	301石	「人数増減点合帳」 天保2, 4～13, 弘化1～安政3, 安政5～文久2, 文久4 (浄橋寺文書) 合計30年分
摂津国島下郡清水村	旗本領	171人 (文政5)	361石	「増減帳」 文政5～嘉永4 (茨木市清水区有文書) 合計30年分
摂津国島下郡味舌上村	芝村藩	253人 (文政1)	517石	「増減帳」 文化4, 5, 7, 8, 文政2～12, 天保1～4, 7～9 「宗門御改帳」 文化6, 9～15, 天保5, 6 (関西大学所蔵, 村上家文書) 合計32年分
摂津国島上郡東天川村	高槻藩	236人 (文政11)	654石	「増減帳」 宝暦13, 14, 明和2, 4, 6, 8, 9, 安永2, 3, 5, 6, 天明2, 3, 4, 6, 8, 寛政1～9, 文化9, 11～13, 文政6, 11～13, 天保2～安政2, 4, 5 (森田家文書) 合計60年分
摂津国島上郡服部村西株	加納藩	565人 (文政5)	計 1,536 石	「出入帳」 文政5, 7, 8, 10, 11, 13, 弘化2～5, 嘉永2～7, 安政4～7, 万延2, 文久2, 3, 元治2, 慶応2～4 (高槻市清水区有文書) 計27年分
摂津国島上郡服部村東株	加納藩	408人 (文政6)		「出入帳」 文政6, 7, 9～13, 弘化2～5, 嘉永3, 安政4～7, 万延2, 文久2, 3, 元治2, 慶応2～4 (高槻市清水区有文書) 合計22年分
河内国石川郡板持村	天領	196人 (天保4)	259石	「宗門御改帳」 天保4～14, 弘化3～5, 嘉永2, 5～7, 安政2～4, 6, 万延2, 文久2, 3, 元治1, 2, 慶応4 (石田富三家文書) 合計27年分
河内国志紀郡太田村東分	沼田藩	479人 (文政1)	664石	「増減人数帳」 宝暦2～文化15 (大阪府立図書館所蔵, 柏原家文書) 合計67年分
和泉国和泉郡助松村	岸和田藩	295人 (文政1)	422石	「宗門御改帳」 寛政8～享和1, 享和3～安政6 (田中愛昭家文書) 合計63年分
山城国宇治郡池尾村	天領・寺社領	122人 (文政2)	193石	「家数人別牛馬改帳」 明和2, 3, 5, 6, 8, 安永5, 9, 天明2, 3, 5, 6, 8, 寛政1, 3, 8, 10, 11, 文化2, 3, 6, 9, 11, 文政2, 3, 7, 8, 12, 天保3, 5, 11, 14, 15, 弘化2, 4, 嘉永3, 4, 5, 7, 安政2, 3, 4, 6, 7 「宗門御改帳」 明和7, 9, 安永2, 3, 6, 7, 10 (中谷松太郎家文書, ただし宇治市史編さん室撮影史料使用) 合計49年分
美濃国安八郡西条村	天領	302人 (文政1)	700石	「宗門御改帳」 安永2～慶応4 (慶応大学速水融研究室作成B. D. S. 使用) 合計96年分

注1) 石高は、木村礎『旧高旧領取調帳, 近畿編』近藤出版, 1975による。

注2) 人口は研究対象集落の「宗門改帳」の記載による。

* 享保15～寛保2: 田中藩, 寛保3: 前橋藩, 延享1, 2: 山形藩, 延享3～天保6: 館林藩 (松平右近将監), 天保7～弘化2: 館林藩 (井上河内守), 弘化2～慶応4: 白河藩

花熊村（現・神戸市）は兵庫津に隣接しており、19世紀に入ると駄賃稼、酒造稼、線香稼、素麵稼などの農間渡世が行なわれていた。文政7年（1824）には、総戸数68戸のうち持高5石未満の家が72%を占める。慶応3年（1867）の兵庫津開港とともに都市化が急速に進み、明治4年（1871）には農業以外で生活していた家が総戸数の3分の1に達した¹¹⁾。

生瀬村（現・西宮市）は丹波路、西宮街道の宿駅である。延宝6年（1678）には戸数103戸のうち99戸が、御伝馬役、人足役、駕籠持を務めていた。18世紀以降馬数は減少したが、青野道、六甲山間道に対する争論を繰り返し、明治期まで物資の輸送に携わった¹²⁾。

池尾村（現・宇治市）は醍醐山地南部に位置し、私有山林143町に課せられた山年貢を負担している。主要物産は茶であり、寛政5年（1793）には戸数28戸のうち24戸が茶売弘め代

金を納めていた。池尾村では宝暦期から嘉永期にかけて、持高5石未満の家が減少し、5石以上10石未満の家が増加する。『宇治市史』は、農間余業が未発達な山間集落であるために一種の社会淘汰が起きたと解釈している¹³⁾。

大阪平野の都市近郊農村のうち、三条村¹⁴⁾（現・芦屋市）、上瓦林村¹⁵⁾（現・西宮市）、味舌上村¹⁶⁾（現・摂津市）、東天川村¹⁷⁾（現・高槻市）、太田村東分¹⁸⁾（現・八尾市）、板持村¹⁹⁾（現・富田林市）では、米以外に菜種、木綿などの商品作物が栽培されていた。菜種、木綿以外に服部村²⁰⁾（現・高槻市）では寒天、煙草、清水村²¹⁾（現・茨木市）では酒米、青物、助松村²²⁾（現・泉大津市）ではチヌ鯛が物産として著名である。

山陽道有年宿の助郷村々であった榎原村²³⁾（現・赤穂市）は千種川右岸に位置し、菜種を栽培している。黍田村²⁴⁾（現・小野市）は古古

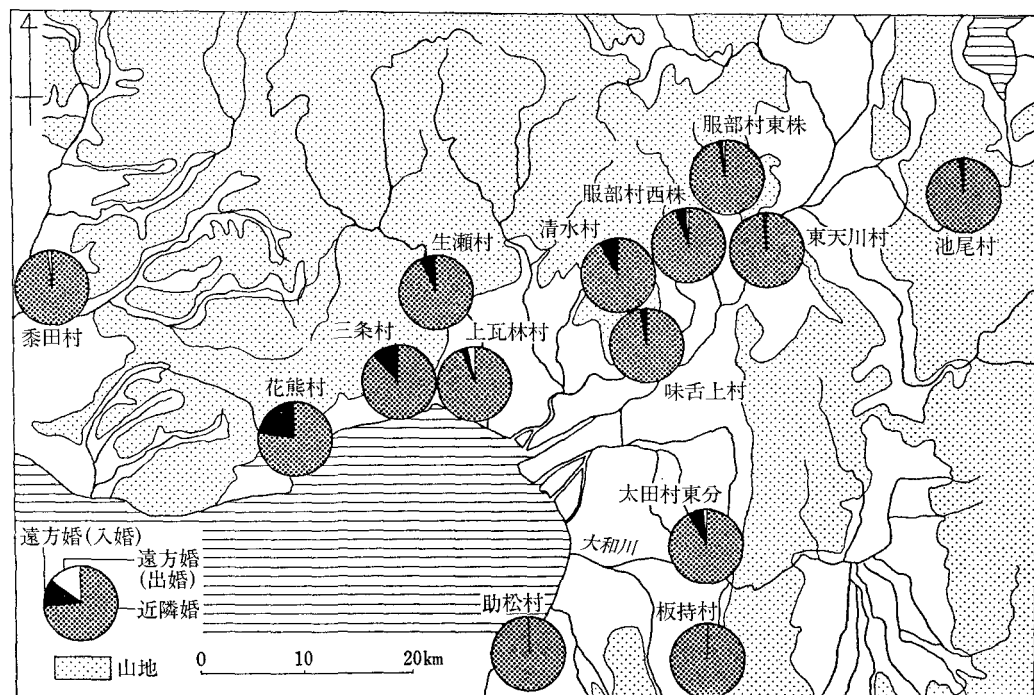


図2 江戸時代後期における京阪神地域周辺集落の村外婚

（小倉敏男家文書，神戸大学所蔵村上家文書，小阪作兵衛家文書，岡本俊二家文書，浄橋寺文書，関西大学所蔵村上家文書，茨木市清水区有文書，高槻市清水区有文書，森田家文書，中谷松太郎家文書，大阪府立図書館所蔵柏原家文書，田中愛昭家文書，石田富三家文書より作成）

川右岸の河岸段丘上にあり、菜種、木綿の作付けが行なわれていたほか、木挽稼、大工、川船頭として薪や年貢米の輸送にあたる者もいた。西条村²⁹⁾（現・輪之内町）は、揖斐川と長良川に囲まれた福東輪中楡俣村の枝村である。

Ⅲ. 遠方婚受け入れ地域

図2は京阪神地域周辺14ヶ村の通婚圏を江戸時代後期（寛政元年～慶応3年、1789～1867）の1世代に限定して示したものである。京阪神地域周辺集落を遠方婚に着目して分類すると、①遠隔地からの入婚者が卓越する集落、②遠隔地への出婚者が卓越する集落、③遠方婚を行なわない集落、に大別できる。本節では、①遠方

婚受け入れ地域の範囲を確認する。

①京阪神・遠方婚受け入れ地域

大和川を南限、黍田村と花熊村の間（現在の明石市）を西限として、東は天津、北は京都近郊におよぶ京阪神地域に位置する11ヶ村である。

この11ヶ村には、山間に立地する池尾村、町場的性格の濃い花熊村、生瀬村、および大阪平野の農村8ヶ村が含まれている。一般に山村、農村、町場の順序で通婚圏が広域になることが報告²⁰⁾されており、京阪神地域の11ヶ村についても同様の傾向が観察される。集落機能の違いによる遠方婚率の多少は認められるものの、多様な性格を持つ11ヶ村すべてが遠隔地からの入婚者を受け入れている。したがって、「遠方婚

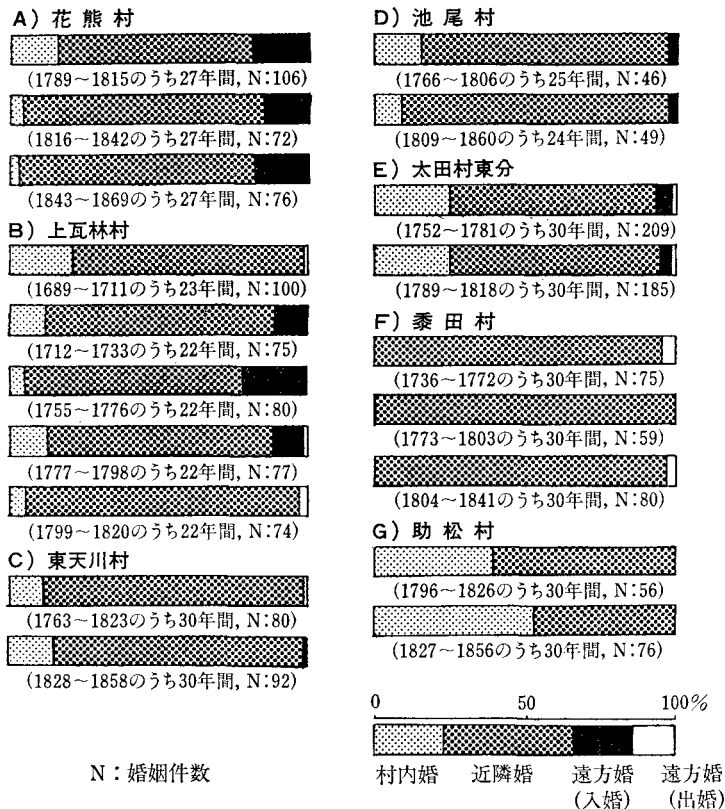


図3 村内婚率、近隣婚率、遠方婚率の変化

注) 黍田村の村内婚率は不明

（神戸大学所蔵村上家文書、岡本俊二家文書、森田家文書、中谷松太郎家文書、大阪府立図書館所蔵柏原家文書、小倉敏男家文書、田中愛昭家文書より作成）

受け入れ」は京阪神地域の諸集落に共通の地域的特色と思われる。

11ヶ村のなかで数世代にわたって人口史料を検討できるのは、図3に示した花熊村、上瓦林村、東天川村、池尾村、太田村東分の5ヶ村である。図3から次の点を指摘することができる。

- ア. 遠方婚に着目すると、5ヶ村のほぼすべての世代で遠隔地からの入婚者が卓越している。
- イ. 時代が下るにしたがって遠方婚率が増加する傾向は認められない。むしろ、多少の変動を伴いながらも17世紀末から19世紀中頃まで、集落ごとにはほぼ一定していた。
- ウ. 遠方婚率は山村、農村、町場の順序で高くなる。
- エ. 村内婚率は最高25%（太田村東分）以下の低率であり、遠方婚率と同様、長期的には安定していた。
- オ. 村内婚、近隣婚、遠方婚の三者を比較すると近隣婚の割合が最も高く、70%以上を占める。

すなわち、京阪神地域の集落にみられる遠方婚受け入れという性格は、18世紀以降約150年にわたって持続的な地域的特色であった。本稿ではこの地域を「京阪神・遠方婚受け入れ地域」と呼ぶことにしたい。なお、京阪神・遠方婚受け入れ地域は、村落だけではなく京、大坂も含んでいる。すでに京四條中立売中之町²⁷⁾、大坂北浜2丁目²⁸⁾では、京・大坂以外からの入婚者を含む多数の転入者の存在が確認されている。

②遠方婚送り出し地域

図2では黍田村に代表される。黍田村では18世紀中期以降、京阪神地域へ出婚者を送り出している。図3によると、安永2年(1773)～享和3年(1803)には遠隔地へへの出婚者は中絶するが、長期的には遠方婚率に大きな変動はなかった。

③遠方婚を行なわない地域

大和川以南の助松村、板持村の2ヶ村である。大和川以南の集落については、筆者が取り上げた2ヶ村の他に、河内国古市郡駒ヶ谷村²⁹⁾、河

内国石川郡佐備村、山中田村、北大伴村³⁰⁾、和泉国和泉郡忠岡村³¹⁾、和泉国南郡塔原村³²⁾の通婚圏が復原されている。6ヶ村ともに自村から半径5里以内の近隣地域で通婚圏がほぼ完結している。とくに駒ヶ谷村、忠岡村では村内婚率が30%を越える。

つまり大和川以南の8ヶ村では、駒ヶ谷村、北大伴村のわずかな例外を除くと遠方婚はみられない。村内婚率が比較的高く、遠方婚を行なわないという性格は、図3の助松村と駒ヶ谷村の事例から、17世紀末以来2世紀におよぶ長期的傾向であったと推測できる。

検討の結果、京阪神・遠方婚受け入れ地域は少なくとも18世紀中期以降約100年間、遠方婚送り出し地域、遠方婚を行なわない地域と隣接していたことが確認できた。

IV. 遠方婚送り出し地域

本節では、京阪神・遠方婚受け入れ地域に出婚者を送り出していた集落の分布範囲を検討する。

図4は18世紀から19世紀中期に至る約150年の間に、表1にあげた集落と遠方婚を行なった集落を示したものである。分布範囲が広域におよぶため、図幅の範囲外との通婚は記入していない。

京阪神・遠方婚受け入れ地域のわずか11ヶ村の人口史料によっても、東は尾張国丹羽郡・葉栗郡、西は伊予国越智郡弓削島、備後国御調郡尾道、南は紀伊国伊都郡、讃岐国香川郡、北は加賀国石川郡金沢におよぶ範囲からの入婚者が確認できる。

入婚者の出身地は偏在的な分布を示す。京阪神地域の西部、北部に位置する播磨国、但馬国、丹波国からの入婚者は多数を占める。これに対して京阪神地域の南部、東部との通婚は少ない³³⁾。

京阪神・遠方婚受け入れ地域のうち、北摂および南山城に位置する6ヶ村（味舌上村、清水村、服部村西株、服部村東株、東天川村、池尾村）では、遠方婚の大部分が丹波国船井郡、桑

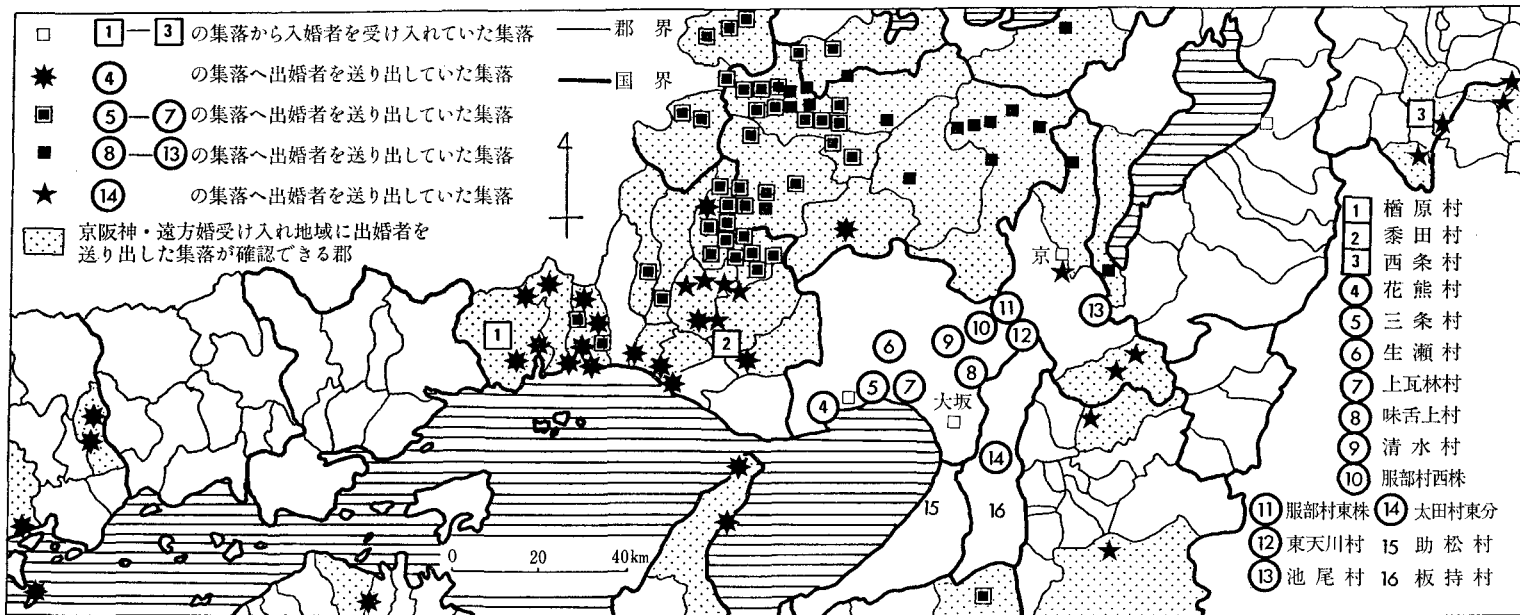


図4 近畿地方における遠方婚（18～19世紀）

注) 1～3は遠方婚送り出し地域，4～14は遠方婚受け入れ地域，15，16は遠方婚を行なわない地域の集落である。

（有年考古館所蔵檀原村文書，小倉敏男家文書，慶応大学速水融研究室作成B.D.S.，神戸大学所蔵村上家文書，小阪作兵衛家文書，浄橋寺文書，岡本俊二家文書，関西大学所蔵村上家文書，茨木市清水区有文書，高槻市清水区有文書，森田家文書，中谷松太郎家文書，大坂府立図書館所蔵柏原家文書，田中愛昭家文書，石田富三家文書より作成）

田郡，天田郡，氷上郡，何鹿郡からの入婚者である。東天川村と池尾村では2世代にわたって観察できる。両村ともに世代によって遠方婚を行なう集落が異なる³⁴⁾が，事例が少ないために世代による変化の傾向を述べることはできない。

西摂3ヶ村（三条村，上瓦林村，生瀬村）では，播磨国多可郡，揖東郡，但馬国出石郡，朝来郡，丹波国天田郡，氷上郡，何鹿郡からの入婚者が多い。上瓦林村については，17世紀末から19世紀中期まで5世代にわたって追跡できる。このうち，遠隔地からの入婚者がみられなかった元禄2年(1689)～宝永8年(1711)，寛政11年(1799)～文政3年(1820)の2世代を除く他の3世代は，入婚者の出身地に変化は認められない。

兵庫津に隣接して町場の性格を持つ花熊村の入婚圏は，11ヶ村のうちで最も広域におよぶ。播磨国多可郡，揖東郡，揖西郡，加古郡，飾東郡，美嚢郡からの入婚者がみられる点は，西摂3ヶ村と類似している。ほかに，寛政元年(1789)～文化12年(1815)には備後国御調郡，安那郡，伊予国越智郡，文化13年(1816)～天保13年(1842)には播磨国赤穂郡，淡路国津名郡，天保14年(1843)～明治2年(1869)には播磨国赤穂郡，淡路国津名郡，讃岐国香川郡といった瀬戸内海に近い村々から入婚者がみられるのが特色である。

大和川に面した太田村東分は，入婚圏の変化が明瞭な唯一の集落である。宝暦2年(1752)～安永10(1781)年には京，奈良との通婚がみられると同時に，播磨国加西郡，加東郡からの入婚者が確認できる。これに対して寛政元年(1789)～文化12年(1815)には播磨国からの入婚者がなくなり，尾張国葉栗郡，丹羽郡，美濃国石津郡，中島郡からの入婚者が現われる。太田村東分は京阪神・遠方婚受け入れ地域南端の集落であるにもかかわらず，大和川以南の遠隔地からの入婚者は大和国吉野郡からの1例に止まる。

図4に示した16ヶ村のうち，檜原村，黍田村，西条村の3ヶ村は，京阪神・遠方婚受け入れ地域に出婚者を送り出していた村落である。3ヶ村ともに大坂への出婚者がみられる。大坂以外

にも，黍田村の場合は酒造が盛んであった摂津国兎原郡住吉村への嫁入りが1例，西条村では京への嫁入りが5例みられる。

西条村では京阪神地域のほかに名古屋，米原への出婚者も確認できる。安永2年(1773)～享和2年(1802)，享和3年(1803)～天保3年(1832)には京・大坂と名古屋への出婚者はほぼ同数であったのが，天保4年(1833)～文久2年(1862)には京・大坂への出婚者はみられなくなり，名古屋への出婚者が増加する。つまり，檜原村，黍田村では岡山，姫路，高砂，明石などの中心地が近距離に存在していたにもかかわらず，京阪神地域と直接結合していたのに対して，西条村は京阪神地域と同様に名古屋との交渉も頻繁であった。

遠方婚送り出し地域の事例からも，京阪神・遠方婚受け入れ地域の中で最も広い範囲から入婚者を受け入れていたのは大坂であったと思われる。そこで，大坂から当該集落までの距離と大坂との通婚頻度との関係を図5に示した。

図5から回帰方程式(1)が得られた。大坂と

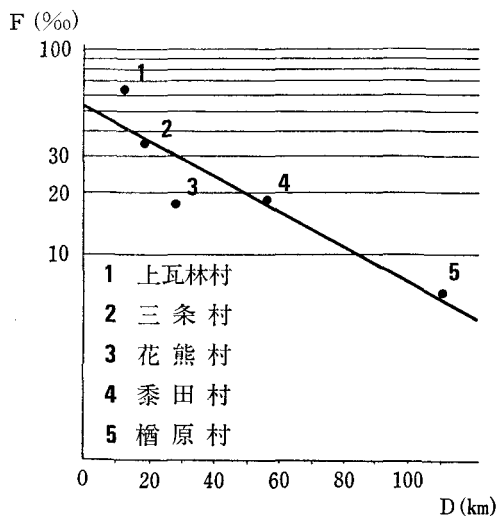


図5 大坂からの距離と通婚の頻度

D：大坂から当該集落までの直線距離

F：大坂との通婚頻度

(大坂との通婚件数/村外婚件数×1,000)

$$(1) \text{Log}F = -0.008D + 1.717 (R^2 = 0.820)$$

の通婚頻度は距離の1次式で説明できる。決定係数は0.820と極めて高い。もちろん回帰方程式を求めるにはサンプルが過少にすぎますが、大坂西部の村々では大坂との通婚が「例外的」なできごとではなく、距離に対応して発生する可能性があったと判断する傍証の一つとして(1)式を位置づけることができる。

V. 遠方婚成立の背景

(1) 都市への入婚者の場合

遠方婚成立の契機を史的に直接解明するこ

とは極めて困難である。「祝儀帳」「婚礼覚書」などの私文書にも、新郎新婦がいつ、どこで、どのようにして知り合ったかという内容は記載されていない。中・下層農民の婚礼の際には、「祝儀帳」さえ作成されなかった。

遠方婚成立の背景を推測するには、宗門改帳などの人口史料を用いて個人の行動追跡調査を行ない、間接的に状況を把握することが基本作業となる。表2は西条村、黍田村から京、大坂へ嫁入りした女性の行動を示したものである。表2から次の点が明らかになる。

表2 京、大坂への入婚者の行動

A) 西条村出身者

名前	結婚年齢	結婚年	嫁ぎ先	奉公期間	奉公先	父親の持高
きく	19才	1783	京 美濃屋彦兵衛方	1776~1783	京	水呑
もと	29才	1783	京 万屋藤左衛門方	1773 1774 1774~1775 1777~1783	美濃国安八郡木戸村 美濃国安八郡川口村 美濃国安八郡中村 近江国犬上郡彦根	水呑
なよ	35才	1783	京 美濃屋庄兵衛方	?~1783	京 堀川中立売下町 嶋屋小兵衛方	水呑
そわ	32才	1783	京 万屋喜兵衛方	?~1783	京 東山 関信坊方	水呑
ため	22才	1798	京 美濃屋八右衛門方	1789~1798	京 西陣 さめや三左衛門方	8石7斗
むめ	35才	1828	大坂 近江屋伊助方	1809~1828	京	1石6斗

(慶応大学速水融研究室作成 B.D.S.より作成)

B) 黍田村出身者

名前	結婚年齢	結婚年	嫁ぎ先	奉公期間	奉公先
よし	29才	1752	大坂 久宝寺町 岩国屋太兵衛方	1748~1752	大坂 天満つぼや町 播磨屋武兵衛方
はる	30才	1755	大坂 天満板屋町 播磨屋新兵衛方	1750~1755	大坂 天満つぼや町 播磨屋武兵衛方
くり	22才	1759	大坂 天満つぼや町 播磨屋武兵衛方	1758~1759	大坂 天満つぼや町 播磨屋武兵衛方
いよ	25才	1826	大坂 日向町 嶋屋喜兵衛方*		

(山田政雄『播州黍田村農民の歴史』太陽出版、1980、238~243頁、山田政雄『黍田村に生きた人々』神戸新聞出版センター、1983、293~301頁より作成)

* 嶋屋喜兵衛は「いよ」の実父の弟

1. 京、大坂へ嫁入りした女性は、大部分が都市での年季奉公を経験している。
2. 奉公期間は1～19年におよぶ。したがっていずれの女性も初婚でありながら結婚年齢が著しく高い。
3. 西条村の場合、都市へ嫁入りするのは水呑百姓を中核とする下層農民の娘である。
4. 西条村出身者は「美濃屋」、黍田村出身者は「播磨屋」といった生国との深い関係を想起させる屋号を持つ都市住民と結婚する例がみられる。とくに、黍田村の「いよ」は大坂に住む親戚と結婚している。
5. 黍田村出身者は親戚と結婚した「いよ」を除く3人が、「播磨屋武兵衛」方へ奉公に出た後、結婚している。したがって「播磨屋武兵衛」は山田正雄の指摘³⁵⁾のように「口入屋」「人宿」であったと思われる。結婚の際も「播磨屋武兵衛」が親代わりになって仲介した可能性もある。西条村出身者は奉公先が多様であるため、「口入屋」の存在を裏づけることはできない。

つまり、遠方婚送り出し地域の下層農民の娘が都市で数年奉公した後都市住民と結婚する、という、速水融が想定したライフ・コースを再確認することができた³⁶⁾。遠方婚を行なった夫婦の「出会いの場」は都市であった可能性が高い。ただ、遠方婚送り出し地域側の史料からは、嫁ぎ先である都市住民の階層やライフ・コース、「口入屋」の実態などは不明である。

(2) 村落への入婚者の場合

遠方婚送り出し地域の西条村、黍田村、榎原村から京阪神・遠方婚受け入れ地域の村落へ結婚したのは1例にすぎない。そのため京阪神・遠方婚受け入れ地域の都市と村落への入婚者のライフ・コースを直接比較することはできない³⁷⁾。ここでは、遠隔地から入婚者を受け入れた家の階層、奉公人の出身地と入婚圏の重層関係から、遠方婚成立の背景を推測する。

表3 持高別遠方婚件数

持高	花 熊 村			池 尾 村	
	1789～ 1815	1816～ 1842	1843～ 1869	1766～ 1806	1809～ 1860
5 石 未 満	16(1)	5(3)	10(2)	1(1)	1(1)
5 石～ 10石	4	6(1)	4(1)	0	0
10 石 以 上	0	0	0	0	0

注) カッコ内は贅養子

(神戸大学所蔵村上天家文書、中谷松太郎家文書より作成)

京阪神・遠方婚受け入れ地域の村落で遠隔地からの入婚者を受け入れていたのは、主として下層農民であった。表3によれば、花熊村では持高5石未満の階層に遠方婚が多い。逆に持高10石以上の上層農民には遠方婚はみられない。また尼崎藩領の村落では、夫役負担能力に応じて本役人、半役人、柄在家、その他の身分が宗門改帳に記載されている。上瓦林村、三条村、生瀬村で遠方婚を行っていたのは、大部分が半役人以下の家柄であった(表4)。

下層農民が受け入れていた遠隔地からの入婚者は、婚姻件数全体の1～23%を占めるにすぎない。したがって、婚姻成立にあたって専門的な「仲人屋」などが仲介した可能性は少ない。

また、藩の飛地との通婚関係が希薄であるために、領主権力が遠方婚を促進していたとは考え難い³⁸⁾。

摂津国川辺郡、兎原郡、八部郡に3万石余の所領を有する尼崎藩は、明和6年(1769)から文政10年(1827)の間に播磨国多可郡9ヶ村、宍粟郡31ヶ村、赤穂郡31ヶ村の計71ヶ村(19,000石余)、文政11年(1828)以降は多可郡9ヶ村、宍粟郡10ヶ村、赤穂郡31ヶ村の計50ヶ村(13,000石余)の飛地を領有していた³⁹⁾。本稿で取り上げた上瓦林村、三条村、生瀬村は尼崎藩領であったにもかかわらず、尼崎藩領飛地とは通婚関係がほとんどみられない⁴⁰⁾。上瓦林村では尼崎藩が播磨国に飛地を持つ明和6年以前に、播磨

表4 身分別遠方婚件数

身 分	上 瓦 林 村					生瀬村	三条村
	1689~1711	1712~1733	1755~1776	1777~1798	1799~1820	1831~1864	1789~1822
本 役 人	0	0	1	0	2	1	0
半 役 人	0	1	5	3	0	0	2
柄 在 家	1	4(1)	4	2	0	8	2
下 男	0	3(1)	6(1)	4	0	0	0
そ の 他	0	1	0	0	0	0	0

注) カッコ内は鬻養子

(岡本俊二家文書, 浄橋寺文書, 小阪作兵衛家文書より作成)

国多可郡, 神東郡, 丹波国天田郡, 氷上郡との通婚が確認できる。

高槻藩は寛文2年(1662)以来, 摂津国島上郡, 島下郡の所領のほか丹波国桑田郡15ヶ村(3,000石余)を領有している⁴¹⁾。しかし高槻藩領東天川村においても, 宝暦13年(1763)~安政5年(1858)の間に桑田郡の高槻藩領の村々との通婚関係はみられない。

尼崎藩, 高槻藩といった中・小藩と同様, 大藩の場合にも支配関係を媒介した遠方婚はみられない⁴²⁾。

他方, 京阪神・遠方婚受け入れ地域に位置する村落の年季奉公人の出身地と入婚圏との間には重層関係がみられる。上瓦林村では, 入婚者を受け入れていた播磨国多可郡, 丹波国氷上郡, 天田郡, 但馬国出石郡, 朝来郡以外に, 播磨国加東郡, 加西郡, 神西郡, 揖東郡, 丹波国多紀郡, 但馬国養父郡から奉公人が流入している。服部村東株, 太田村東分, 花熊村でも奉公人の出身地は入婚圏と密接に関係している⁴³⁾。遠方婚送り出し地域側の史料からも, 京阪神・遠方婚受け入れ地域へ移動した年季奉公人⁴⁴⁾, および宗門改帳に記載されることのない半季奉公人の存在が確認できる⁴⁵⁾。このような奉公人を輩出していたのは下層農民であった。

つまり, 京阪神・遠方婚受け入れ地域と周辺地域の間には, 労働力の需給関係を満たすための情報伝達網が発達しており, 配偶者の選択にあたってこの情報網が作用していたと推測できる。京阪神地域で奉公していた者が媒介して,

遠方婚送り出し地域の下層農民の娘が京阪神・遠方婚受け入れ地域の下層農民の家に嫁いだケースも十分予測される。

VI. おわりに

江戸時代の通婚圏は閉鎖性が強く, 時代が下るにつれて徐々に拡大したとする見解が広く受け入れられてきた。本稿では, 自村から4~5里以上離れた遠隔地との婚姻(遠方婚)に着目して通説を検討した。結果を要約すると次の6点にまとめることができる。

1. 現在の京阪神地域に位置する集落では, 18世紀から19世紀中頃まで遠隔地からの入婚者を恒常的に受け入れていた。筆者はこの地域を「京阪神・遠方婚受け入れ地域」と命名した。
2. 京阪神・遠方婚受け入れ地域に出婚者を送り出していたのは, 西は伊予国越智郡, 備後国御調郡, 東は尾張国丹羽郡, 葉栗郡, 南は紀伊国伊都郡, 讃岐国香川郡, 北は加賀国石川郡におよぶ範囲である。
3. このような遠方婚は大庄屋組, 助郷村々はもちろん, 国, 郡, 支配関係などのいわば支配者側の空間組織, 海峡, 河川, 山地などの自然的障害を越えた移動である。
4. 京阪神・遠方婚受け入れ地域の村落で遠方婚を受け入れていたのは持高5石未満の下層農民である。
5. 遠隔地から京・大坂へ嫁入りする女性は, 都市で数年間奉公した後に都市住民と結

婚するため結婚年齢が高くなる。

6. 京阪神・遠方婚受け入れ地域の村落への入婚者と奉公人の出身地との間には重層関係がみられる。したがって、労働力の需給にかかわる情報伝達網が配偶者の選択の際にも機能したと推測される。

すなわち、西日本においては18世紀以降、京阪神・遠方婚受け入れ地域を中心とする遠方婚が下層農民の間で行なわれていた。西日本における民衆の生活交渉空間はこのように広範にわたっていたのである。

本稿は遠方婚による人口移動を空間的側面から素描した段階に止まり、残された課題も多い。

第1に、人口史料の収集を続けて京阪神・遠方婚受け入れ地域に出婚者を送り出していた範囲を明確にするとともに、遠方婚が成立した事情の理解を深める必要がある。

個人や家族が広範な生活交渉空間を持つ事実は、遠方婚が成立するための必要条件にすぎない。たとえば西条村では、京・大坂とならんで江戸にも奉公人を送り出している⁴⁶⁾が、江戸との通婚は皆無である。三条村では冬期に杜氏として関東地方に出稼に行くことが知られている⁴⁷⁾が、関東地方との通婚はみられない。遠方婚の成立には、当事者の個人的な状況を越えた地域住民の空間認識が反映されていると解釈せざるを得ない。西日本における遠方婚が150年にわたって一定の割合で方向性の明瞭な移動である以上、空間認識の側面まで視野に入れた検討が要求される。

第2に、京阪神地域と周辺地域との間でみられた通婚関係が、他地域、ことに江戸近郊と関東地方との間でも成立しているか確認する必要がある。

筆者が関東地方で収集中の人口史料からは、本稿で示したほど密接な交渉を持っていたとは思えない。常陸国新治郡井関村⁴⁸⁾(江戸からの距離は約75km)、下野国河内郡町田村⁴⁹⁾(同約90km)、下野国河内郡下岡本村⁵⁰⁾(同約110km)では、江戸および江戸近郊への出婚、入婚ともに18世紀中期以降、数世代にわたってみられない。ま

た江戸近郊の武蔵国荏原郡太子堂村⁵¹⁾(日本橋からの距離は約10km)では、19世紀中期の約40年間、遠隔地からの入婚者はみられない。このような断片的な事例は、18世紀中期以降の江戸の人口増加、大坂の人口停滞とは一見矛盾するかに見える。一層の史料調査をふまえて比較したい。

旧稿以来、婚姻移動を民衆の生活交渉空間を示す指標として位置づけたに止まり、人口再生産構造における配偶者選択の地域的差異の持つ意味には言及できなかった。村内婚、近隣婚、遠方婚が結婚年齢、出産力、平均余命などによぼした影響に着目して人口再生産構造を空間的に解釈することが要求される。

以上の諸問題を解決するためには、宗門改帳という膨大な史料を迅速かつ正確に処理する研究手法の開発も重要な課題である。筆者は大型計算機を利用したリレーショナル・データ・ベースが宗門改帳を処理する有力な手法になると判断している⁵²⁾。江戸時代の近畿地方の民衆の通婚圏は、同時期のヨーロッパにおける民衆の通婚圏よりもはるかに広範囲におよぶかの印象を与える⁵³⁾。データ・ベース化した人口史料を蓄積することによって、工業化・都市化にともなう結婚市場の変貌過程の国際比較も模索の段階を越えることと思われる。

いずれにしても残された課題は膨大である。他日を期すことにしたい。

(筑波大学学術情報処理センター)

〔注〕

1) 生活交渉空間という用語は、「一つの人間集団がその生活を展開するために、いろいろの交渉関係を持つ範囲」を意味する(黒崎千晴「地方的中小市場の商圈に関する一考察—明治初期善光寺平東部の各市場の集荷圏を中心として—」新地理5—4, 1957, 20頁)。なお、情報の流れのような人の移動をかならずしも伴わない交渉関係の範囲なども含めた概念としてこの用語を用いたい。

2) 黒崎千晴「工業化の一基盤について—明治期における鍛工の分布および変動を中心として—」社会経済史学 35—5・6, 1970, 49頁, あるいは、

- 黒崎千晴「解題にかえて——一つの願望的展望——」
歴史地理学紀要 25, 1983, 5~20頁, にこのような研究課題が示されている。
- 3) 生活行動については, 高橋伸夫「日本の生活空間にみられる時空間行動に関する一考察」人文地理39—4, 1987, 1~24頁, のなかで展望されている。
- 4) 斎藤 修『商家の世界・裏店の世界』リプロボート, 1987, 14~47頁, に歴史人口学側の問題点が整理されている。
- 5) たとえば, 林屋辰三郎・藤岡謙二郎編『宇治市史 3』宇治市役所, 1976, 291頁, には, 他国から山城国宇治郡池尾村へ入婚した事例を表示しているにもかかわらず, 近世の池尾村の通婚圏を「平野部との通婚例は極めて少なく, 婚姻を通してみる限り, 他村との結びつきは山間部には限定されていて, 自然条件のつくる枠組を打ち破るには至っていない」とまとめている。
- 6) 拙稿「近世非領国地域の通婚圏について」歴史地理学 124, 1984, 17~28頁, のなかで通婚圏の研究史を検討した。
- 7) 速水 融・内田宣子「近世農民の行動追跡調査」昭和46年度徳川林政史研究所研究紀要, 1971, 217~256頁。
- 8) 松浦 昭「近世後期労働移動の一形態」社会経済史学38—6, 1973, 50~74頁。
- 9) 速水 融「濃州西条村の人口資料」昭和47年度徳川林政史研究所研究紀要, 1972, 171~190頁。
速水 融「人口学的指標における階層間の較差」昭和48年度徳川林政史研究所研究紀要, 1973, 178~193頁。
穂本洋哉「近世農民の行動観察—西濃, 浅草中村, 根古地新田の宗門人別改帳を資料として—」三田学会雑誌66—8, 1973, 64~76頁。
Susan B. Hanley: 'Migration and Economic Change in Okayama During the Tokugawa Period' Keio Economic Studies, 10-2, 1973, pp. 19~35。
新保 博・速水 融・西川俊作『数量経済史入門』日本評論社, 1975, 21~118頁。
速水 融「近世西濃農民の移動について—その基礎的指標の検出—」昭和52年度徳川林政史研究所研究紀要, 1977, 280~307頁。
溝口常俊「近世甲斐国における奉公人の移動に関する研究」人文地理33—6, 1981, 1~24頁。
鬼頭 宏『日本二千年の人口史』PHP研究所, 1983, 153~174頁。
- 10) 拙稿「尼崎藩領西撰一農村の通婚圏」地域史研究, 12—2, 1983, 1~22頁。
拙稿「通婚圏からみた江戸時代後期の 大坂 地域」歴史地理学紀要26, 1984, 81~101頁。
- 11) 新保 博『封建的小農民の分解過程』新生社, 1967, 139~241頁。
- 12) 魚澄惣五郎編『西宮市史 第二巻』西宮市役所, 1960, 66~79, 618~632頁。
- 13) 前掲5)
- 14) 武藤誠編『新修芦屋市史 本篇』芦屋市役所, 1971, 508~513頁。
- 15) 八木哲浩『近世の商品流通』塙書房, 1962, 1~344頁。
- 16) 摂津市史編さん委員会『摂津市史』1977, 443~445頁。
- 17) 『大坂府之部 農事調査 市郡別七』(大坂歴史学会謄写複製版, 1956) 47~61頁。
- 18) 李 東彦「徳川後期石代納についての一考察—畿内—綿作農村を対象として—」六甲台論集, 27—3, 1980, 104~120頁。
大阪府立図書館編『柏原家文書目録付誉田八幡宮文書目録』, 1972, 107~116頁。
- 19) 『大阪府之部 農事調査 市郡別九』(大坂歴史学会謄写複製版, 1956) 1~10頁。
- 20) 高槻市史編纂委員会『高槻市史 第二巻』1984, 351~368頁。
- 21) 茨木市史編纂委員会『茨木市史』1969, 312~316頁。
- 22) 辻川季三郎『泉大津風土記 近世編』大栄印刷, 1985, 264~281頁。
- 23) 赤穂市史編さん専門委員会『赤穂市史 第二巻』1983, 407~418頁。
赤穂市史編さん専門委員会『赤穂市史編纂資料目録集(1)』1977, 1~32頁。
- 24) 山田正雄『播州黍田村農民の歴史』太陽出版, 1980, 149~230頁。
- 25) 前掲7)
- 26) 関口 武・森藤勝元「村落通婚圏に関する諸問題 その1」地理学評論19—8, 1943, 1~20頁。
中村治兵衛「近畿農民の通婚圏」農業総合研究 2—2, 1948, 142~150頁。

- 青木 治「農山村社会における通婚圏と文化の滲透度」信濃4-1, 1952, 65~73頁。
- 山岡栄一「漁村社会の構造と漁民における二つの型」社会学評論 9, 1952, 63~72頁。
- 池野 茂「明治初期婚姻圏に関するノート」関西学院高等部論叢14, 1968, 27~45頁。
- 溝口常俊「甲州における近世の通婚圏」歴史地理学会会報95, 1978, 1~11頁。
- 27) 速水 融「京都町方の宗門改帳」昭和55年度徳川林政史研究所研究紀要, 1980, 502~541頁。
- 28) 前掲4) 134~141頁。
- 29) 宮下美智子「農村における家族と婚姻」(女性史総合研究会編『日本女性史 第3巻 近世』東京大学出版会, 1982) 31~62頁。
- 30) 三浦 忍「近世後期在郷町周辺の人口構造—富田林地方の宗門改帳分析—」(黒羽兵治郎先生喜寿記念会編『大阪地方の史的研究』敵南堂, 1980) 49~98頁。
- 31) 宮下美智子「近世家族の動向」忠岡の歴史 3, 1983, 1~23頁。
- 32) 三浦 忍「近世後期紀泉国境塔原村の人口移動について」大阪府立大学歴史研究22, 1982, 69~88頁。
- 33) 現段階で利用した史料は京阪神地域西部に偏っているために、図4では山城国以東との通婚関係が希薄になっている。しかし、近江国から京・大坂へは多数の手代、下女、下人が奉公に出ていることが明らかにされている(前掲27))。南山城、あるいは都市部の人口史料を分析すれば京阪神地域以東との通婚関係も確認できるとと思われる。
- 34) 東天川村では宝暦13年(1763)~文政6年(1823)の間に近江国志賀郡へ出婚者1人、文政11年(1828)~安政5年(1858)には丹波国桑田郡から入婚者1人、池尾村では明和3年(1766)~文化3年(1806)の間に加賀国石川郡金沢から入婚者1人、文化6年(1809)~万延元年(1860)には丹波国何鹿郡から入婚者1人をむかえている。
- 35) 前掲24) 238~243頁。
- 山田正雄『黍田村に生きた人々』神戸新聞出版センター, 1984, 15~26頁。
- なお山田正雄は、都市へ「養子」「縁付」という名目で移動した者の中には、実際は身売りした例も存在する可能性のあることを指摘している。
- 36) 前掲7)
- 37) 遠隔地から上瓦林村, 三条村, 服部村, 太田村東分へ入婚した人々は、縁付いた村落で年季奉公を経験していない。しかし結婚年齢は著しく高い(花熊村の場合, 男39歳, 女28歳, 上瓦林村の場合, 男42歳, 女31歳)。したがって遠隔地から直接, 京阪神・遠方婚受け入れ地域の村落へ入婚したのか, あるいは京阪神地域の他の村落で奉公した後, 京阪神地域の住民と結婚して宗門改帳には自分の生国を記載したのか判断することは保留したい。
- 38) 松浦 昭は、領主支配と奉公人移動, 社会的移動との関係を示唆している。
- 松浦 昭「近世中・後期における人口移動」金城学院大学論集91, 1981, 33~56頁。
- 39) 岡本静心編『尼崎市史 第二巻』尼崎市役所, 1968, 277, 288頁。
- 40) 上瓦林村, 三条村は元和3年(1617)以降, 生瀬村は文政11年(1828)以降, 幕末まで尼崎藩領であった。しかし, 上瓦林村では37件, 生瀬村では9件の遠方婚のうち尼崎藩領の飛地との通婚は皆無である。三条村では6件の遠方婚のうち2件が尼崎藩領飛地との通婚である。
- 41) 前掲20) 34~35頁。
- 42) 名古屋藩領尾張国栗原郡小机村, 丹羽郡上奈良村から沼田藩領太田村東分へ, 徳島藩領淡路国津名郡佐野村, 大川村, 高松藩領讃岐国香川郡出作村から天領花熊村へ各々出婚している。
- 43) 服部村東株では、通婚関係のあった丹波国天田郡以外に、近江国滋賀郡, 若狭国大飯郡, 丹後国竹野郡, 丹波国氷上郡, 何鹿郡からの奉公人がみられる。太田村東分では宝暦元年(1751)~天明5年(1785)に、播磨国加西郡, 加東郡, 神西郡, 飾西郡, 美濃国厚見郡, 羽栗郡, 尾張国海部郡からの奉公人が確認できる(前掲38))。また花熊村では、明治4年(1871)に播磨国, 美濃国, 尾張国, 河内国からの奉公人がみられる(前掲11) 229頁)。
- 44) 播磨国赤穂郡真広村では、天明期に持高3石以下の下層農民の子弟が摂津国八部郡, 兎原郡などに奉公している(相生市史編纂専門委員会『相生市史 第二巻』1986, 553~556頁)。
- 45) 播磨国揖東郡上堂本村・下堂本村では、天保13年(1842)9月から翌年4月までの半年間に摂津国兎原郡, 八部郡, 大坂へ, 揖西郡上新宮村では天保14年(1843)12月から翌春まで摂津国兎原郡, 京

へ出稼に出ている（龍野市史編纂専門委員会『龍野市史 第二巻』1981, 240, 241頁）。また青野春水は、江戸時代後期の瀬戸内海島嶼村落において、他国、他領へ出稼に行く者が多数存在したことを明らかにした（青野春水「近世瀬戸内海島嶼村落における出稼と株・受」（地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』雄山閣, 1983, 20~44頁）。丹波国篠山藩では宝永7年(1710)に酒造百日奉公禁止の触れを出している。篠山藩領から伊丹、池田、灘方面へ蔵人として流出した出稼農民の出自は、元禄・享保期に自立化した下人層であった（伊丹市史編纂専門委員会『伊丹市史 第二巻』1969, 360~365頁）、兵庫県史編集専門委員会『兵庫県史 第4巻』1979, 762~767頁）。

46) 前掲7)

47) 魚澄惣五郎編『芦屋市史 史料編第一』芦屋市役所, 1961, 213頁。

48) 石岡市立図書館所蔵関川村役場引継文書, 人別証拠書付(寛政8年~嘉永7年, 1796~1854)による。

49) 前掲6)

50) 五月女久五家文書, 宗門送り状, 請け状(延宝9年~慶応3年, 1681~1867)による。

51) 森 安彦「幕末維新时期村落女性のライフ・コースの研究(二)―江戸周辺, 武州荏原郡太子堂村の事例」史料館研究紀要17, 1985, 157~212頁。

52) 拙稿「人口誌研究支援宗門改帳データベースの

開発」人文地理学会大会発表要旨, 1987, 66~67頁。

53) 二宮宏之「ある農村家族の肖像」社会史研究3, 1983, 1~73頁。

坂井洲二『年貢を納めていた人々』法政大学出版局, 1986, 222頁, M. Segalen(片岡陽子, 木本喜美子, 国領苑子, 柴山瑞代, 鈴木峯子, 藤本佳子訳)『家族の歴史人類学』新評論, 1987, 153~158, 183~188頁, 中野隆生「工業化以前の家族構造と結婚戦略―フランス家族史研究の現在をめぐって―」史潮新22, 1987, 46~61頁, などに前工業化期ヨーロッパ農村の通婚圏が紹介されている。

[付記]

本稿は昭和61年度歴史地理学会大会, 昭和61年度歴史人類学会夏期研究会で報告した内容に加筆修正を加えたものである。

本稿作成にあたり黒崎千晴先生, 中山和彦先生に御指導いただきました。また中島義一先生, 小林健太郎先生から有益な御助言をいただきました。現地調査の際には本文中に名前をあげさせていただいたほかにも多くの方々にお世話になりました。厚く御礼申し上げます。

昭和62年春, 筑波大学を退官された黒崎千晴先生に小稿を献呈いたします。

“LONG DISTANCE MARRIAGE” IN KINKI DISTRICT, THE 17-19th CENTURY

Hiroshi KAWAGUCHI

In this article, the author attempts to analyze the marriage pattern and population mobility using religious investigation registers of 16 villages in Kinki District. It has been believed that the sphere of marriage has been very closed in preindustrial Japan. But we also found some evidences that it was not so rare that people chose their spouses from distant places. We obtained the following remarks.

1. In Keihanshin District some spouses came from over 20km away between the beginning of the 18th century and the middle of the 19th century. The percentage of couples of whom one partner came from distant places was from 1 to 23% in each community. The figures varied according to the types of communities. Town communities had higher

figures, the farming village communities had lower figures and the mountain village communities had the lowest figures. Usually the community had similar percentage of this type of marriage throughout the above mentioned period and the figure did not increase as time passed.

2. The birthplaces of brides or bridegrooms married into Keihanshin District spread over Kinki District ; Iyo Province and Bingo Province to the west, Owari Province to the east, Sanuki Province and Kii Province to the south and Kaga Province to the north.
3. Such population mobility was beyond the political boundaries such as provinces, counties and feudal clans and the geographical barriers such as mountains, rivers and chanel.
4. The families involved in "Long Distance Marriage" were usually among the lower class, having less than 5 koku. (A koku is a dry measure of approximately 5 bushels.)
5. In the urban part of the Keihanshin District, the average age of brides married into Kyoto or Osaka area families from distant places is usually higher. It was because they worked as domestic servants in Kyoto or Osaka for several years before getting married.
6. In the rural part of Keihanshin District, the distribution of birthplaces of brides and bridegrooms involved in the "Long Distance Marriage" was closely related to the distribution of birthplace of servants working in that rural community. The information network satisfying the supply and demand of labour market probably contributed to the choice of marriage partner.